

総務常任委員会会議録

令和2年2月28日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和2年3月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(2月28日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
付託事件審査(3)	6
付託事件審査(4)	12
付託事件審査(5)	16
付託事件審査(6)	18
審査終了	20

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年2月20日（木曜日） 午前9時57分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第47号 宮古市総合計画基本構想を定めることに関し議決を求めることについて
- (2) 議案第53号 南川目辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
- (3) 議案第54号 鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
- (4) 議案第55号 川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
- (5) 議案第56号 繫・桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
- (6) 議案第57号 松草辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1) ~ (2)

企 画 部 長 松 下 寛 君	企 画 課 長 多 田 康 君
企 画 課 主 幹 兼 三 上 巧 君 企 画 調 整 係 長	企 画 課 任 藤 倉 郁 美 君 主

(3) ~ (6)

企 画 部 長 松 下 寛 君	企 画 課 長 多 田 康 君
企 画 課 主 幹 兼 三 上 巧 君 企 画 調 整 係 長	企 画 課 任 藤 倉 郁 美 君 主
川 井 総 合 事 務 所 長 田 代 英 輝 君	

議会事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 俊 二	次 長 松 橋 かおる
-----------------	-------------

開 会

午前9時57分 開会

- 委員長（松本尚美君） おはようございます。定刻より若干早いですが、おそろいようですので始めます。
ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会します。
本日の案件は付託事件審査6件となります。説明事項1件となります。議事進行にご協力をお願い申し上げます。

○

付託事件審査（1） 議案第47号 宮古市総合計画基本構想を定めることに関し議決を求めることについて

- 委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託されました事件の審査を行います。
議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略いたします。
議案第47号宮古市総合計画基本構想を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。
質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

[挙手する者なし。]

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これから議案第47号に対する討論を行います。討論はございますか。

[「ありません。」と呼ぶ者あり]

- 委員長（松本尚美君） ないようですので、直ちにお諮りします。議案第47号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

[「異議なし。」と呼ぶ者あり]

- 委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第47号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（2） 議案第53号 南川目辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

- 委員長（松本尚美君） 次に、議案第53号から議案第57号の審議に入る前に、松下企画部長より当該議案に関する資料の配布と補足説明の申し出がありましたので、これを許可し、お手元に資料配布しております。
それでは説明をお願いします。
松下企画部長。
- 企画部長（松下 寛君） おはようございます。それでは議案第53号から第57号のそれぞれの辺地の総合整備計画を定めることに関する議決の案件の前に、辺地総合整備計画のあらましについてご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではお手元の資料に沿って説明いたしますのでよろしくお願いいたします。説明は多田企画課長がおこないます。
- 委員長（松本尚美君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田 康君） それで私のほうから資料の説明をさせていただきたいと思っております。昨年は過疎計画についてご審議いただく前にあらましについてご説明いたしましたので、今回辺地総合整備計画5年ぶりとなりますので、改めてそのあらましについてご説明を申し上げたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして1ページ目でございます。辺地総合整備計画についてということで、定義とか考え方についてまとめたところでございます。宮古市は令和元年度で計画期間が終了する辺地総合整備計画について、5つの辺地、それぞれ南川目、鈴久名、川内、繫・桐内、松草の公共的施設を総合的な整備を図るために、法律に基づいて今回策定したいというふうに考えているところでございます。目的の方もごらんのとおりでございまして、それでは辺地の定義とは何かというところからちょっとご説明を申し上げます。交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域ということになります。法律は用語でするので、ちょっとかた苦しく表現をしておりますが、山間地であるとか離島とか、へんびな地域で人口も限られている中というような地域が該当するものとなっております。(2)には辺地の要件として抜き書きをしております。辺地の中心部、それから、5平方キロメートルの面積の人口が50人以上ある地域ということになります。ですから、ある程度の塊を持った地域というふうに考えていただいてもいいかと思っております。総務省令で定める辺地地点数ということで、(3)にございますけれども、駅とか、学校、医療機関、郵便局、それから役所までの距離それから交通機関の運行回数などによってこの点数化をされるということになりますが、ある程度の点数を重ねた地域が辺地と呼ばれるものでございます。3番のほうには財政上の特別措置ということで整備計画、それからその辺地債を使うことでどういうことが見込まれるのかという点を抜き書きしております。公共施設の整備に要する経費については辺地対策事業債ということで充当率が100%。そして元利償還の80%に相当する額が地方交付税で算定をされるということになりますので、100%充当の80%が手当てをされるというような有利な起債というふうになってございます。

2ページ目をごらんいただきます。4番としては辺地区域ということで市内の辺地要件を満たす区域、下の表のとおりとなっております。前計画ということで現計画になりますが、平成27年度から令和元年度までの策定時とは変更はございません。宮古、田老、川井についてそれぞれ9つの辺地がございますということです。それぞれの地区名、それから人員、5平方キロメートル以内の人口であるとか点数を一覧に表記をしております。このうちの備考欄に米印がついている地区、追切、末前、夏屋及び区界・田代については、今回の総合計画の前期基本計画に該当事業はございません。ですので、今回の辺地総合整備計画は策定しないこととなっております。後ほどご説明いたしますけれども、必要が生じた際にはまた計画を策定するというような流れになってこようかと思っております。5番のほうでは辺地総合整備計画の内容ということで、法律によって公共施設等の整備をしようとするときには、県と協議をし、それから市議会の議決を経て計画を総務大臣に提出するという流れになってございます。今回議決をいただきたいということで提案申し上げているものでございます。

(2)としては対象事業。①が交通通信施設で、市道であるとか、農林道、それから通信施設、除雪機械などがこれに当たります。②が厚生施設ということで水道施設、消防施設、保育所、診療所などの整備にかかる費用ということになります。③は教育文化施設ということで学校給食の施設スクールバス公民館などに関する費用ということになります。④としては産業振興施設ということで地場産業の振興に資する施設、それから観光レクリエーション等に関する施設ということになります。⑤がその他ということで電灯用電気供給施設などというふうに引用されてございます。

3ページ目にまいりまして6番の市の辺地総合整備計画についてということで、考え方をまとめているところでございます。策定の考え方につきましては、計画については、公共施設の整備。主にハード事業でございますが、それに係る計画でございます。宮古市の総合計画に計上された事業を基本として、向こう5年間で着手が見込まれるもの、それを構成しながら計画を策定するというふうになってございます。ただし、緊急に実

施する必要がある事由が生じたときには、その都度計画に盛り込むことということになります。その際には所要の計画の変更を対応するということになります。(2)には計画期間として5カ年を設定してございます。ですので、令和2年度から令和6年度までが今回の計画期間ということになります。(3)が計画を定める辺地ということで先ほど前のページでご説明した、市内に存在します9辺地のうちの今回該当事業があるのが5辺地ということになります。計画の概要につきましては、9つの事業に対して約9億1,668万円の事業費を計上してございます。それに関する辺地事業債については6億9,850万円を見込んでいるところでございまして、1枚おめくりをいただきまして4ページ目には資料1ということで、各辺地に係る事業列記してございますので、簡単にごらんいただければと思います。南川目辺地につきましては、施設区分としては市道橋梁の補修ということになります。長寿命化の修繕ということで、令和3年度から5年度までということで、市道長沢南川目線の整備を予定しているというところでございます。見込まれる事業費については計画上の今計画地でございますが、ごらんのとおりでございます。それから鈴久名辺地に参りますと地場産業振興施設ということで、川井産業振興公社が行います。特産品の開発に係る施設、それから機械ということになります。令和2年度から5年度まで、計画額についてはごらんのとおりでございます。それから次に川内辺地でございます。3つ事業がございます。一つは飲用水供給施設ということで、上水道の施設整備ということで、令和2年度に川内浄水場を整備しようとするもの。それから観光レクリエーションに関する施設ということで、皆、道の駅やまびこ館の施設強化ということで、令和2年度から3年度までごらんの通りの事業費を計上してございます。それから除雪機械ということで令和3年度には積雪による除雪機械ということでごらんの通りの事業費を予定しています。それから繫・桐内辺地にまいります。自動車・雪上車という分類になりますが、川井地域バスの車両更新ということで令和2年度に、川井地域バスの更新を予定しているというような費用に充てる予定でございます。それから市町村道・橋梁の分類でございます。橋梁の長寿命化ということで桐内橋の橋梁補修ということで令和2年度に予定をしている事業がございます。農道・林道の施設分でございますが、林道三ツ石線の護岸補修工事ということで、令和2年度から3年度までということで林道の修繕を予定している事業がございます。それから除雪機械ということで除雪車両の整備ということで、令和5年度、大分先でございますけどもごらんの通りの事業費を計上しているところでございます。それから松草辺地でございます。農道・林道の区分で農道の長寿命化、橋梁の長寿命化ということで農道の松草橋について、整備補修ということになっております。令和2年度から5年度までということで、ここの表の集計が全体の事業費としては9億1,000万円ほど、そのうちの辺地債が6億9,800万円ほどということで、このような事業形態になってございます。議案につきましてはそれぞれの辺地ごとで議案提案をしてございますので、5つの議案として提出をさせていただいております。説明は以上でございます。

○委員長(松本尚美君) 説明が終わりました。

それでは、議案第53号南川目辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員長(竹花邦彦君) 議案ごとという今委員長の説明であります。ちょっと内容の理解を深めるためにですね、ちょっと最初にトータルの話になると思いますが、よければ。それは何かというと辺地債の充当率が辺地によってばらばら。つまり何かというと、第53号の長沢については、辺地債の充当率が47%、それから次の鈴久名については100%の辺地債の充当率になっております。さっき説明があったように、基本的には辺地債

の充当率は100%まで認められる。80%については交付税の基準財政需要額に算定をされていきますけれども、その事業によってこの充当率が47%、私の計算では47%、100%、まちまちなわけですよね。多分これは県との協議とか当然辺地債については、それぞれの配分各県との配分等の絡みも出てくるんだろうというふうに思いますが、それはそれとして、この辺地債がばらばらになって、いる意味といいますかね。そこは何でばらばらの充当率になっているかというところをまず基本的にちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○企画課長（多田 康君） 大変失礼しました。説明が足りなかったと思います。事業費に対して辺地債の数字しか書いてございませんが、実はその事業費、それぞれの事業に係る事業費のうち、その他の財源が見込まれるものが多々ございます。例えば今、南川目のことについてのご質問ございました。南川目の市道を補修しようと思うと、事業費に対して社会資本整備総合交付金という、いわゆる社総交と呼ばれる国庫の財源が見込まれるものでございます。国庫を充当した上で、それでもなおかつ市の負担が出るもの、市の負担に関して辺地債を適用するということになってございますので、冒頭申し上げた100%充当の80%手当てされるという割合通りにはなっていないというのが仕組みでございまして、今社総交の話を例に出しましたけれども、事業によっては農山漁村地域整備交付金っていうのが入ったり。事業ごとに、まずは有利な国庫補助を取りに行く。それでも足りない部分に対して市の負担が出る際には、辺地債を適用するというような仕組みになってございます。大変失礼しました。

○委員長（松本尚美君） それでは多田課長、議案ごとにですね、特定財源のさつきちょっと触れましたけれども、そこは確認をさせていただきたい。議案ごとに。

まずは、議案第53号についてどうでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし。〕

○委員長（松本尚美君） 質疑がなければ、これで終わります。

これから議案第53号に対する討論を行います。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第53号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第53号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（3） 議案第54号 鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第53号鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします質疑のある方。

竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） これについては加工施設の特産品加工施設整備事業が含まれて。公社のですね。多分、紫蘇なのかなというふうに思いもしながら聞いておりますが、具体的に施設整備のどういった形の整備内容なのかというところを少しご説明いただきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 鈴久名の部分でございます。令和2年、3年、4年、5年という計画でござ

ざいまして、令和2年につきましては、これは施設の電気設備の更新でございます。受電設備の更新というところでございます。令和3年、4年、5年、こちらについては設備の整備ということをご予定してございます。令和3年は紫蘇の自動パック詰め機の更新。令和4年は紫蘇の真空包装の設備の更新。令和5年には紫蘇ばらし機。紫蘇を刈ったものを1番最初にばらして漬けるんですけども、そちらのばらす機械。こちらのほうの設備の更新ということで、計画的にラインのうちの老朽化したものを更新するという予定でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） そうすると受電施設以外の紫蘇の関係については、施設の更新ということで、新たに整備をするというのではなくて施設の整備更新だというふうに理解をしいいんですか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 現在あるものの更新ということでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 川井地域の地場産業振興の工場ですね。産業振興という位置づけで今日までやってきていると。なおかつ、この辺地債の目的を見ますと、地域住民の就業機会の増大と所得の向上というふうなことがですね、大きな目標として言われて、そのことが一つの行政目標として今日まで来ていると思うわけなんです。ざっくりと行って、例えば就業機会の拡大、あるいは地域の必要農家の状況とかですね。さらにはその所得の向上をどういうふうな成果が上がっていて、なおかつ拡大を目指すというあるいはその現状のそういう施設の機能を維持しながら、さらには発展させようというふうな目的だろうなと思って説明を聞いておるわけですが、現時点でのその評価をどのように捉えたらいいのかっていう点はですね。いわゆる事務事業評価の部分にかかわってくるのかなという思いもあるんですが、それは今せっかくの機会ですのでね。現時点でどういうふうに我々この川井の取り組みを。鈴久名の生産施設ですよ。という点についてはどうお考えでしょうかっていうことをちょっと教えてください。

○委員長（松本尚美君） 評価の部分。現状、まずということですね。

田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 紫蘇の部分でございます。まず紫蘇農家さん。こちらのほうは現在30名程度でございます。はい、年間で収穫量が130トン程度でございます。紫蘇農家の傾向でございますと、昨年度36名ほどおりましたので、やはり高齢化に伴って、就農する方は減ってきておるとい状況はございます。それを公社の方で買い取りまして、公社の方では、OEMパックをつくる。あるいは自社ブランドのパックをつくる。それからパックにしないで、原料として業者に売る。というような部分の加工を行って、商売をしておるといところでございます。今現在、ブランド化といいますかその価値を高めようということでG I S 認証を得たいということで、まだ申請までは至ってございませんが、交渉をするに当たっても、有利に交渉できるようにという部分もございました。そういった価値を高める工夫をしようということで、G I S 取り組みを行っておるといのが一つございます。あわせて、新たな商品。今年も幾つか新聞に載りましたけれども、従前の部分プラス、新たな、例えば、紫蘇を絞ったものがございますとか、山ブドウの絞ったものの、小パックでありますとか、あるいは、まだ市場に出てない部分で、今利用してない紫蘇の部分を利用して、それを商品化しようですか、そういった部分の動きを今、しているところでございます。公社の方は昨年中、加工場の人事の部分もございまして、新たな方を雇ったという部分もございまして、経験豊かな方も入ったという部分もございましてそういった部分で、戦略的な経営をしようということで、そこに努めておるといところでござ

ざいます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 今、岩手県におきましては、宮古市も含む県北地域の一つの方向として言われている重要産業の目的がですね、食産業ということが言われております。私の理解では文字どおり、この川井地域の鈴久名の工場は、そういう食産業の一翼を担える施設だなという理解があるんです。加えて、合併前には紀州の梅干しとの連携もとれていまして、そういった意味ではどちらにしても健康に良いということですから、ここから先はねどうやっばり事業展開するのかっていうことになってくると思うんですけれども、今でも紀州の梅干しさん、つまり公社を通して紫蘇の一定数は、どこと言いましたっけ。和歌山県の南高梅。そこは今でもその経済的な関係があるという理解でいいんですね確認です。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 和歌山の紀南農協ということだと思います。全量の部分の約6割。こちらの方はOEMで和歌山に出ているものでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 私の理解では以前はですね。川井地域は高原野菜ということでダイコンが非常に市場で評価が高かった時期があります。ところがその後非常にこの大根というのは何か連作障害が起きやすい作物だとして聞いておまして、そういった意味では高齢化の問題もあって、現在は紫蘇にちょっとシフトしたのかなというふうに私は理解してるんですが、問題はこっから先ですよ。ざっくりまして36名から30名ということで、そうは言ってもなかなか担い手が減ってるということがございますが、この担い手確保の一つの受け皿として、今都会の若者がやっばり農業思考が生まれてるっていうのは、大きな枠としては報道されておりますね。それをやっばりある意味そういう若者の農村志向をキャッチして、しっかりととしてはその優遇策もそろえながら、つまり、住まいも、それから仕事も。そういう意味でやっばりこうある意味、宮古市がこの間目指してきた分野。つまり就業者をしっかりと支える。ひいてはこの施設の担い手をさらに広げながら地域の人口もしっかり確保していくということがあって初めてできるのかなと思って私は受けとめてるんですが、その辺でつまりこれは多分総合事務所長さんなのかあるいはここの事業体なのか、やっばり経営戦略の部分にもなってくるわけでありましてけれども、それはどういう理解したらよろしいのか、ちょっと伺います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員、担い手も含めてですね。

○委員長（田中 尚君） はい、そうです。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） お答えします。やはり担い手の確保というのは、これは非常に重要な課題であります。やはりその中でやっばり暮らしていけるだけのやはり収入を得るためにどうしたらいいかというのがやっばりキーポイントになってくると思います。やはり、農業に限らず漁業でも、やはりある程度その都会から宮古に来て、そして、暮らしていけるにはどのようにしたらいいか、どのような賃金水準を上げればいいのかというのは、これは課題であると思います。そういった意味で今回の紫蘇工場にとって限って話をすれば、やはり紫蘇の付加価値を高めてというのが今現在取り組んでいるところでございますので、そのほかの作業についてもやはり、その産業でもって、その職業でもって、収入を得て暮らしができるというところを目指していくというのが、まち・ひと・しごと創生総合戦略でもありませんけれども、そういったところで目指すところであろうというふうに思っておりますので、これも一つの取り組みということで理解していただければと思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 今のお答えを伺いますと、やっぱり課題だと思うんですが、川井地域の特性で従来の大根から紫蘇。私はですね。宮古のもう一つの海の魚とやっぱりコラボした形の商品開発もね。場合によっては必要な工場も増設するとかつくとか含めて、やはりせつかく辺地債があるわけでありますから、そういったやっぱり意欲を持って取り組む必要があると。そういう意欲を持つためにはやっぱりこの間の取り組みをしっかり検証してですね。新たなやっぱり戦略に向かうということも必要だと思いますので、私は川井の鈴久名工場につきましては、前の、大分前になりますか、以前の産業振興部長もこの施設は非常に実績もあるし、今後もっと利用図っていききたいというふうな発言を聞いた時期があるんですが、それもなかなかね。そういうふうには必ずしもなっていないという問題意識があるものですから、一つ今回施設の更新に当たって、更新だけでなく、竹花委員も触れたようにですね。新たにやっぱり商品開発も可能にするような、そういう意欲的な取り組みをお願いしたいということを申し上げて終わりにします。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員長（工藤小百合君） 今の田中議員委員と同じような質問になろうかと思いますが、紫蘇。そこで働いてる方々かなり聞くとところによると、公社の中の人事異動でかなり働いている方も異動があったと聞いたことがあるんですが、こういう紫蘇は、出荷するには、やっぱり何ですか、誰がどういう形の中でその部署に配置されても、品質が変わらないということが基本だと思うんですが、聞いたところによるとやっぱりそこを専門にやってきた方が担ってたところがあるらしくて、やっぱり新しい方が来るとこの部分を補完するのがなかなか難しいみたいなことを聞いたことがあるんですが、やっぱり技術は誰が変わっても同じような形で品質が保障されて出荷できるという形になるのが理想だと思うんですが、さっき所長が1人新しい技術者を採用したってというお話があったんですが、その方は紫蘇について特段技術上技術力はあるとか何かに秀でた方なんですか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 前に、加工場で働いておられた方で、県内の違う企業の方で勤めておったんですが、その方が戻ってきたという。経験者ということでございます。その方が頑張って営業活動のほうを強化しておると。加工場というところは、つくるというところではなく、ものをつくって売るまでが加工だよということを従業員と気持ちを一つにしながらか、やっておるという状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員長（工藤小百合君） 所長の説明はそのとおりだと思うんですが、やっぱりつくっただけではやっぱりそのままになってしまいますので、営業にどのくらい力を入れて、販売先を今より強化してふやしていくとか、この会社に毎年このぐらいの出荷をするとか。次のところも幾らぐらいを出荷していくとかっていう、このそれも紫蘇の農家も減っているということなので、36人から30人に減ったということなんですが、減ってもやっぱり毎年同じぐらいの出荷は確保できてるんですか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 収穫量でございますが、今年が1,300トン、前年の実績も1,300トンということで、作付量自体はですね、大幅な変更はしてございません。

○委員長（松本尚美君） 所長、さっき130トンという説明したんだけど。今のが違う。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 130トンでございます。すいません、失礼しました。130トンでございます。

○委員長（松本尚美君） いきなり桁が1桁ふえてるんでびっくりしました。要するに減ってるか、減ってないかということですね。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい。量自体は130トン、ことしも去年も130トン程度でございます。質疑のある方いらっしゃいますか。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。いいですか。どうぞ。

○委員長（工藤小百合君） 減ってないんであれば、それでよろしいんですが、ただ何ですか、働く方々が、常にこのマニュアルどおりにできてると思うんですが、それがどんな方がそこに急に配置されても、やっぱり品質が保障された紫蘇を作るという形になってないと、やっぱり味が変わったという評価が、すぐそれが広がると相手方も、「宮古の川井産じゃなくてほかから取るよ」みたいな形になってくるので、そういう場合は、本当に農家の方々も大変困ると思いますので、そういうことがないように常に最良の品質で出荷ができて、「川井産の紫蘇はすごいね」って、次にも評価していただけるような生産をしていただきたいと思うんですが、それにはやっぱり働いている方々の仕事の環境もそうですし、その方々が、こういったものを自分たちをつくるというそういうこの気持ちも入ってこない。ただ、やってるだけというのだと、やっぱり品質は保障されてこないと思いますので、その方々がそういうことを誇りを持って、私たちがつくっている紫蘇は日本一みたいな形でやっていただきたいと思うんですが、従業員の意識の向上を高めるためにも、そこは所長も常に働いている方々の環境も気を配りながら、紫蘇の生産にいろいろな意味で、やっぱり携わっていかないと別物ではないので、みんなして地域で携わっていくもんだと思いますので、その辺の所長の気持ちを聞いて終わりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） はい、まずちょっと整理したいんですけども、職員の配置替えでの課題があるかどうか品質にかかわってですね。生産にかかわって、そこも一つのポイントですね。あとは職場の働く環境ですか。そういった部分が、問題はないかっていう、その認識のポイントです。あとは、意識改革、その部分も質疑の中に入ってますか。これは直接的には産業公社が対応する部分だと思うんですが所長の今の時点での認識あれば、どうぞ。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 公社でございますので、配置替えという部分はもちろんあるわけでございます。ただ品質というのはやっぱり一定レベル、OEMで出すにしても厳しい基準というのもございますので、そこは一定の基準を担保するという形は工場内でもできておるだろうというふうに思っております。加えて新たな方が加わりましてという話をさせていただきましたけれども、先ほどお話し申しましたとおり、販売まで。加工で終わるのではなく、販売して何ぼ、という思いが強い方でございます。そこを工場内で共有を今図っておるといところでございます。方向性としては、よろしいのではないかなというふうに思っております。川井、それから公社それから紫蘇農家も含めて、川井総合事務所とすれば、昔から切っても切れない関係ということは思っておりますので、その辺も注視しながら公社の様子、紫蘇農家の様子という部分も気を配ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。

〔工藤委員「はい」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 今回は5カ年の計画ということでありますけれども、現時点では、産業振興公社が絡む事業については、先ほど説明いただいたように、総事業費が3,220万円ということになります。これを5年に

分けて事業を行うという説明に聞いたんですが、その理解で間違いないですね。総事業費が3,220万円と5年のそういうふう理解したいんですが、そうすると私が言った例えば工場新設とか等とかがってということも出てこないということがあります、これはこれからも、例えば事業の見直しは、可能なんですか。つまり変更も含めて、そこだけ伺います。

○委員長（松本尚美君） 新設という意味ですか。

○委員（田中 尚君） そうです。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 3,220万円。こちらのほうは先ほど申しました機械設備の方でございますが、この計画自体、総合計画の部分をこちらで辺地債を使うものを抜き出したという形でございますので、総合計画も都度都度ローリング見直しをしていくわけでございますので、必要に応じて、こちらのほうの変更ができるということでございます。

〔田中委員「なるほど。終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） 先ほど工藤委員のお話を聞いてちょっと疑問に思ったことがあるので、関連して質問したいと思いますが、去年とことして人数が36から30名に紫蘇農家さんが減った。それで130トンの収穫があります。その130トンの収穫量が変わらないということは1名っていうか1農家の方々の恐らく所得は上がっているのではないかなと思うんですけども、それはそれで間違いないでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） ということは、すごくいいことだと思うので、これですね、やはりここにお金をかけるというのは、私は大賛成で、先ほど田中委員もおっしゃったように、担い手ってところの課題を今後解決していかなきゃいけないっていうのは思います。ただ所得が上がってくるってところで、やはり紫蘇農家が専業じゃなくても兼業でもやっていくっていう方がふえてくるような感じに取れるので、ぜひここは強化してやってもらいたいと思います。それとですね、この130トン収穫されて、この130トンは原料、加工品、OEMさまざま、そのままの出荷もあると思うんですけど、これ在庫というのはなく130トンはもうほぼ完売されているのでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 130トンについては年度で使い切る。次の年になればまた新たなものをたるに入れるということになりますので、その年の中にすっかり空にするというところでございます。

○委員長（松本尚美君） 西村委員、どうでしょうか。皆さんにも関連する部分なんですが、予算の審査の段階でも、紫蘇にかかわる部分は出てると思うので、そこで、より具体的に何か知りたいことがあれば、質疑があればと思うんですが、どうでしょう。いいですか。

○委員（西村昭二君） いいところにお金を使ってくれるなというところを賛成。また自分の中でより理解を深めるためちょっと確認の意味だったので、もちろんいいことだと思うので、これ以上は聞かないで終わりにします。

○委員長（松本尚美君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑を終わります。議案第54号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第54号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第54号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（４） 議案第55号 川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第55号、川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） 最初に飲用水供給施設についてお伺いをいたします。まず初めさっきの特定財源が、6,500万円ありますが中身がわかれば、どういう財源かお知らせをいただきたいと思います。わからなければいいですが、わかりますか。

○委員長（松本尚美君） わかりますか。多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 申し訳ありません。把握してございません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） それではですね、公共的施設の整備が必要とする事情の（１）で、「浄水場を増設する」こういう説明になっております。つまり、この河内地区では増設をしなければ、飲料水が確保できない状況にあるのだ、と受けとめもできるわけですが、増設の必要性をもう少しちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 事業の内容、把握されてますか。増設という説明だった。

〔竹花委員「55－2ページに増設と書いてある」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長どうぞ。

○企画課長（多田 康君） 事業の詳細まで把握してございません。申し訳ございません。予算審議の中でご質問いただければと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） それでは（２）道の駅の機能の問題です。観光レクリエーション機能の充実、これを図っていくというふうに整備内容で、ここの具体時的に、この観光レクリエーション機能の充実等行った内容のものかをご説明願います。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 観光レクリエーションの機能の充実ということで1億1,700万余りでございます。こちらのほうは、令和2年、3年という部分の計画でございます。

まず令和2年でございます。こちらについてはまず施設の更新ということで、これは電気の高圧器の交換というのが1,000万ほどを予定してございます。やまびこ館でございます。すいません、失礼しました。道の駅やまびこ館の高圧電気の交換ということで1,000万ほど予定してございます。それから同じくやまびこ館の空調設備、エアコンの設備でございます。こちらのほうも老朽化してございますので、こちらの設計を令和2年に行いたいというものでございます。もう一つ、これ機能強化という部分でございますが、やまびこ館の芝生広場、こちらのほうを利用して、いわゆる目的地型というところの一つになるかと思いますが、遊具等を設置したいということを考えてございます。芝生広場、やまびこ館のちょうど左になるわけでございますが、こちらの方、目的地として来ていただく。あるいは滞留時間を長くするというを目的として、子どもたち用の遊具を設置したいというのが一つございます。それから喫煙所、こちらのほうは今青空というところでございますので喫煙所として、運営できるような形で…。喫煙所でございます。それから外のファストフードでございます。こちらのほうは今現在食べる場所はその都度、仮設のテントを張ってそこで食べていただいているわけなんです、ここ風が強いという部分もございまして、常設の屋根。簡単な屋根をファストフードに隣接した形でつけたい。いう部分が機能強化として、ファストフードの屋根と喫煙所の設置と、遊具の設置、こちらのほうを令和2年度で行いたいというふうに思っております。令和3年度の部分でございますが、こちらについては令和2年で設計を行う空調設備。エアコンの工事の方に取っかかりたい。いうふうに思っております。以上が内訳になります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） 現実的にやまびこ館の機能の充実強化という意味では今田代所長のほうから…。一つは、目的地型、滞留時間を延ばすための芝生広場への遊具を設置するということが一つ。それからファストフードを常設にしていくための施設整備。ここが大きなポイントかなというふうに思いましたが、確かに今、市内に子どもを持つ家庭ではなかなか子どもを遊ばせる場所がない。こういう課題も今あるというふうに思いますが、現実的にどういった遊具を整備しようとしているわけですか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 遊具の詳細については、まだ検討段階ではございますが、いわゆる複合型の大型遊具というようなものを想定してございます。単体の都市公園にある滑り台、ブランコということではなく、もう少し大型の複合型の子ども向けの遊具というのを想定しております。

○委員長（松本尚美君） ちょっとイメージが全然わかんない。ちょっと何かもうちょっと詳しくっていか…。田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） イメージという部分でございますが、例えば、盛岡市動物公園であったり、花巻広域公園であったり、通常の滑り台といった部分ではなく、もう少しアスレチックな要素も加えた大型のというものをイメージしております。イメージとそれが伝わるかどうかあれなんです、そのようなものです。

〔田中委員「議事進行」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 先ほど委員長のほうからは西村議員に対して、それは予算審議の部分でやってくれという意味の発言ございました。しかし一方においては辺地債の5カ年のスパンでの事業費が出てくるわけですから、今いろいろこう質問すると答えているし、それでも漠然として受けとめもあつたりしているようなんですが、確認します。これは予算の説明資料の中に我々が今聞いていることが出てくるのか、出てないのか。あ

るいは出ていても、きょうの議論の前提として、やっぱりできるだけ事業費の内訳についてはね、出すべきじゃないのかな。その上で議論しないと辺地債のこういう事業がいいのかどうなのか判断のしようがないということ、いろいろ言っていると思うんですけどもね。そこはどうでしょう確認も含めて、そうするとね、総合事務所長のお答えは、「詳しくは予算説明資料をごらんください。鈴久名地区の整備計画に関してはそこに記載されてございます」という答弁が出ればいい話なんですよね。だからそれはあんのか、ないのか。

○委員長（松本尚美君） その前にですね、田中委員にお答えしますけれども、質問にかかわる部分に関しては、これは間違いなく、新年度の予算の説明資料等々に予算計上されてますから、その部分で申し上げた部分です。今回、辺地債に絡む部分のですね、その他の部分についてはちょっと苦言を申し上げようとは思ってんですけども、やはり内容についてですね、可能な限り説明して理解ができるものをですね、やっぱり把握して臨むべきだなと。いうふうには今苦言を呈したいと思うんですけども。ただ担当課が違うとかですね。そういった部分それから今、設計を新年度進めて具体的にどういうふうにするかっていうのは、新年度に検討していきたいという理解をしたいんですが、そういうことですよ。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員長（田中 尚君） 私が言っているのは、議案審議の効率性と議案審議を高めるためにですね、やっぱり必要な資料を説明資料として出すべきじゃないですかという意味で、議事進行という発言させていただきましたので、委員長の思いは理解しました。

○委員長（松本尚美君） 具体的に想定されている事業とかですね、ある程度まだ固まっていない内容であってもですね、この事業費を積算してですね、はじき出すためには当然その裏づけになる部分が必要だと思うので、やっぱそういった資料は持ち合わせていただきたいな。そして担当課が違っててもですね。骨子っていうか、基本的なところが説明できるようにですね。臨んでいただきと思います。それを前提に。

竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） それでは質問を続けさせていただきます。

次にファストフードの件なんですけど、今、やまびこにも、ファストフードのお店がありますよね。外にね、屋外のほうに。それ以外でファストフードが必要だとか、さっきの説明では今まではテントを張ってやってきたものを風等に備えて、そういった形にするのだと。この意味はね、確かにファストフードが大きな収益の柱だろうというふうには思いますけれども、今あるファストフードと今度やろうとしているのは、機能的というか中身的にね。違うものをやろうとしているのか、そこら辺がちょっと私理解できないんです。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） すいません。説明が悪かったかと思います。ファストフードのお店自体は特に変更はなく、今ファストフードで買ったものをテントで食べておると。仮設のテントで食べている状況が今あります。ということですので、仮設のテントの下で食べるのではなく、屋根をかけたところのスペースを確保したいというところでございます。

○委員長（松本尚美君） ということです。竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） そういふのが必要であるか。どうかなという思いもね、しなくはない。いずれそういう不便性がある、利便性にかけるという具体的にはそういった声が出ているかどうかちょっとわかりませんが、どうなのかなというふうな思いで聞いておりました。いずれそういう中身の整備。そこで最後にしますが、区界の道の駅は、この間の市長は宮古盛岡横断道の絡みであそこは閉める方向を既に承知している。そこ

との絡み。区界道の駅が閉めることによって何らかのこのやまびこ館のほうにもっと多機能強化が図られるの
かなってという点も期待も一部をしてたわけですが、そこら辺の考え方としては、今度のやまびこ館の機能強化
という場合には入っているんでしょうか。入ってないんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） お答えします。今回のやまびこ館の機能強化の部分には、盛り込んでいませんけれど、これ当然やはり、今後の重要な課題でありますので、ちょっとこれは来年度、しっかり検討してまいりたいと思います。

〔竹花委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかにございませんか。ちょっと私のほうから。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） この除雪機械なんですけれども、これはこのやまびこ館の敷地内だけに対応するという意味ですよ。ちょっと確認です。敷地内の除雪機械。そうではなくて、もっと広い意味ですか、やまびこ以外のこのエリア広い意味ですか。

○副委員長（木村 誠君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 除雪ダンプにつきましては、これは川井のやまびこ館ということではなく、市道の除雪という部分でございます。その更新ということでございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） そうすると、川内エリアだけではなくて、トータル的に川井全域の中の除雪機という意味で理解するんだよね。

○副委員長（木村 誠君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） そうすると辺地債でもって、通常、ほかにもね。トータル的で正確に川井エリア内でや
ってるかちょっとわかんないんですけれども、例えば5台あるとすればこういう辺地債を活用する方がより有利だ
ってという意味で、除雪機の更新については、もう辺地債を中心に今まで更新しているという理解でいい
ですか。

○副委員長（木村 誠君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 基本、社総交が入りまして、その裏に過疎債であったり辺地債であったり
という形でやってございます。今回もこれでもって、更新をしたいというところですよ。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） それとちょっと戻って申しわけないんですが、やまびこ館の機能強化、魅力アップって
いうのはそのとおりだと思うんですけれども、魅力アップ、機能強化になったかどうかかわからないんですけれど
も。要するに漆工芸館ですね。これは今度のトータル的にどう活用する。魅力アップする。何か機能強化って
いう意味で、そういった部分を考えているのかどうか。目的地型という意味で。

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 漆工芸館につきましては非常に魅力的な施設であります。ただ、今委員長ご指摘の
とおり、その魅力アップについて今回の事業には入っておりません。ただ、施設は本当に集客できる施設であ

りますので、ちょっとその活かし方はもう少ししっかり考えていきたいと思います。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） はい。わかりました。

それから目的地型ってということで大型の複合型遊具ってということですが、従来からあるその迷路っていうスペースエリアなんですね。迷路。これがほとんど活かされていないですね。今回、当然遊具を設置するというのはその部分とは切り離しているのかなと、いうふうに思うんですけども。今まで、機能強化なのか魅力アップになるのが目的地型で設置したのかわかりませんが、迷路がほとんど生きていない。死んでる。だから、これらがトータルのね、魅力アップなり、機能強化なのか目的地型なのかどうなのかわかりませんが。今回の部分とは別かもしれませんけれども、やはりもう少しトータルの機能強化なりを図っていく必要があるんじゃないかなってというのは、この部分とちょっと離れるかもしれませんけれども、どうなんですか。

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） はい、全くそのとおりでと思います。単体に目を向けることなく、やっぱりあその道の駅全体をどうしていくかというのが課題であろうと思いますので、ちょっとそういう視点で取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長（松本尚美君） じゃ、ないようであれば質疑を終わります。
討論行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第55号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第55号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（５） 議案第56号 繫・桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第56号繫桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 川井地域バス車両の関係、参考までにお伺いをいたしますが、これは当然バスの更新ということ。今までのバスは、つまり廃車にするとかあるのか。これは今までも含めてどういうふうになりますか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 廃車という形で考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、公売というか、千円でも一万円でも欲しい方には売りますよ、ということではなくて、廃車をするという考えだということですね。

- 委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（田代英輝君） はい、そのとおりでございます。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 今までも廃車。そういうなんていうの。売るとか、そういう形はしてこなかったんですか。
- 委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（田代英輝君） 川井総合事務所のほうで不用物品ということで契約管財課に回しまして、契約管財課のほうで入札とか、そういった部分では処分するというふうな形になると思います。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 私はそういう方向に向けてやるんですか。つまり、もう使わないとか、それとも今言ったように契約管財課のほうで、買う人があるかないかはわからないけれども、今まで使っていた部分についてはそういった、なんていうのは、幾らでも売却処分をする方向も含めての検討されるかどうか、そこだけです。
- 委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（田代英輝君） はい、売却も含めて検討していくという形です。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） 今の竹花議員のちょっと質疑も関連するんですが、この川井地域バスの車両の初年度登録はいつでしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（田代英輝君） すいません。ちょっと手元に資料ないのでお時間いただきたいと思います。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） ざっくりと車検を何回やったかっていうことに尽きるわけなんですけど、今のこの車両の状態がよくわかんないんで聞いてるんですけどもね。その辺はどうでしょう。ざっくりとまだ手入れをすれば走りますよ、ということなのか。それとも下回りが大分腐食をして、使用に耐えられないと。もう道路が見えるということで廃止するという状況か。車両の状況について、確認したいと思います。
- 委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（田代英輝君） 失礼しました。前回購入は、平成21年度でございます。毎日地域バスということで大仁田のほうまで走っているということでございます。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） かなり広い地域でありますので走行距離数はかなりのものが出ているのかなと勝手に思うわけなんですけど、参考までにおわかりになりますか。
- 委員長（松本尚美君） わかりますか。田代川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（田代英輝君） すいません、距離はちょっと把握してございません。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） といいますのは、地域公共交通のことでいろいろちょっと本題から外れますけども、議論した経過があります。北上市では、自動車メーカーが、車を無償で提供してですよ、地域に。地域の公共交通を確保すると。市のほうがそのいわば燃料費を助成するとかっていう形ですね。本当に地域の皆さん方

が低料金で日常の生活がしっかり移動権も含めてできるなということができています。もしこのバスが使えるのであれば、そういう形で今例えば新里地域でいろいろ取り決めが進んでいると聞いておりますけれども、そこに使えないのかっていう、ちょっとそういう問題意識があったもんですので、多少こだわって質問いたしましたので。何が言いたいかというふうになりますと、廃車をするにふさわしい状況だということであればいいですけども、手入れのしようではまだ使えますよっていうのであれば、この車両をそういう形で使うこともですね、検討していいのではないのかなと思いますので。企画課長さんお見えですので。そこは川井地域の車両の状態も含めて、わからないで議論してますけれども、はい。以上です。

○委員長（松本尚美君） 意見ですね。じゃ、多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） バスということなので、果たして今新里地域で検討しているような有償運送みたいなのに、本当にバスの使用が適当なのか。それともハイエースみたいなワゴン車で足りるのかということとは、多分その運営コストに大きくかかわってくる問題と捉えてございますので、そのバスの利用がどうかということころはちょっと慎重に見きわめたいと思います。

〔田中委員「わかりました」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第56号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第56号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（6）議案第57号 松草辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第57号松草辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 1点だけ、特定財源5,600万円が見込まれております。先ほどの説明では松草橋の整備というふうに説明がありました。さっきのですね、繫・桐内の農道・林道では特定財源がゼロってなっているわけですね。同じ農道・林道のくくりなんですけど、一方でこの松草については、50%の特定財源が入っている。この特定財源がここでは入って、先ほどのところでは特定財源が入っていない。これ何が違うのかということをお聞きをしたい。つまり、こっちは適用がありますよ。さっきの繫の方は、特定財源がないという意味だということふうに思いますが、ここの違いは何なんですか。言っている意味はわかりますよね。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） はい、わかります。繫・桐内での林道三ツ石線の護岸工事、それから今回の松草辺

地における農道松草橋ということで、今回の松草橋の方については農山漁村地域整備交付金というお金が充当されているものでございまして、こちらは農道整備に係る補助金というふうに思われます。先ほどの繋辺地の方は林道三ツ石線ということで林道施設ということになりますので、今回農道事業の長寿命化に関して、特定財源がついたというふうに我々は理解してございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 端的に、農道については、国の補助があるが、林道についてはないのだとこういう理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 林道と農道で分けられるかどうか、ちょっと私そこまで明るくないところですが、今回農道の長寿命化事業については、先ほどの交付金がついたというものでございます。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので質疑を終わります。

議案第57号に対する討論を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第57号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第57号は原案可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 失礼しました。先ほどの川内地区の飲料水供給施設について、説明が足りなかった部分がありましたので、追加でご説明を申し上げたいと思います。まず一つ特定財源のところでございます。特定財源の中身、水道施設耐震化等推進事業費補助金というものが入るようでございます。水道施設耐震化等推進事業費補助金というふうなものようでございます。あと整備内容につきましては、現在は井戸が浅井戸ということになっておりまして、ちょっと私もよく理解してございませませんが、クリプトスポリジウムという感染症のリスクがあると、浅井戸については、なので川内浄水場については、クリプトスポリジウム対策ということで、滅菌施設を整備しようというものようでございます。それに関して川内の浄水場の整備を辺地債を使って行いたいというような事業内容のようでございます。そうですね増設というか、その滅菌施設を付加するというような…。

〔松下企画部長「主に機械工事と電気工事になると思います。滅菌装置そのものの設置というよりも」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 委員長を通してください。

〔松下企画部長「すみません」と呼ぶ〕

○企画課長（多田 康君） これ以上につきましては後日お願いしたいと存じます。

○委員長（松本尚美君） 表現の問題、理解の問題があるかと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。

3月19日の本会議における議案第47号及び議案第53号から議案第57号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。説明員の入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時10分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美